

## 越前市 TVer 動画広告業務委託仕様書

### 1 業務委託の目的

民放公式テレビポータル「TVer」の有料動画広告を利用し、県外在住者に向けて越前市の認知度を高めることを目的とする。

### 2 業務内容

委託する業務の内容は、TVer の有料動画広告に関する企画、制作、配信、納品、広告の効果検証に関する業務とする。詳細は下記のとおりとする。

### 3 業務の期間

契約締結日から令和4年12月28日まで

### 4 業務範囲

#### (1) 動画の企画制作

ア 広告として流す15秒の動画の企画立案、動画等の構成、台本作成、演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材作成、取材、撮影、編集、BGM音響作成、著作権の処理等の業務の一切を行うこと。

イ 動画は、大型スクリーンの投影やYoutubeへの投稿などのTVer広告以外でも活用できるようにフルハイビジョン以上の画質や音楽等の著作権について考慮することとする。

#### (2) TVerへの広告配信

ア 配信期間 10月中に目的に合わせた効果的な期間を提案し、それに合わせ広告を配信すること。

イ 対象エリア 関東エリアで目的に合わせた効果的なエリアを提案し、それに合わせ広告を配信すること

ウ 対象者 目的に合わせた効果的な年齢、性別などの属性について提案し、それに合わせ広告を配信すること。

#### (3) 広告の効果検証

ア 広告配信後に、表示回数、クリック数、閲覧者の属性（性別、年齢、特性など）を分析し、広告の効果検証と今後の課題と動画広告に関する提案等について報告書を提出すること。

### 5 成果品

ア 動画データ 配信した動画データを収録したメディア 2組

イ 報告書 広告の効果検証と今後の課題と提案等の報告書 2部

### 6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部分の第三者への委託又は請け負いについて委託者から書面により承認を得た場合は、これを行うことができる。

(2) 業務の履行に関する措置

委託者は、本業務（一部を再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で報告しなければならない。

(3) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果品をホームページ配信など、二次的な利用ができるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、越前市個人情報保護条例(平成17年越前市条例第27号)を遵守しなければならない。

(6) 著作権及び肖像権の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で映像、写真、イラスト等を使用する場合は、著作権及び肖像権に抵触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

7 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議によるものとする。

以上